

## 建築確認申請等手数料について

## ● 建築物に関する確認申請及び計画通知手数料(北九州市手数料条例第2条別表第109号)

区 分	手数料
～ 30㎡以内	9,000円
30㎡超 ～ 100㎡以内	17,000円
100㎡超 ～ 200㎡以内	26,000円
200㎡超 ～ 500㎡以内	36,000円
500㎡超 ～ 1,000㎡以内	55,000円
1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	75,000円
2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	180,000円
10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	280,000円
50,000㎡超 ～	510,000円

※計画変更の場合は、変更に係わる部分の床面積の1/2について上記表を摘要

※建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更をする場合は、当該申請部分の床面積の1/2について上記表を摘要

※計画変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更をする場合は、当該申請部分の床面積の1/2について上記表を摘要

## ● 建築設備に関する確認申請及び計画通知手数料(北九州市手数料条例第2条別表第110号)

区 分	手数料
建築設備を設置する場合	11,000円
上記の計画変更	5,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合	4,000円
上記の計画変更	3,000円

## ● 工作物に関する確認申請及び計画通知手数料(北九州市手数料条例第2条別表第111号)

区 分	手数料
工作物を築造する場合	10,000円
上記を計画変更	5,000円

## ● 建築物に関する完了検査申請手数料

A(北九州市手数料条例第2条別表第112号) B(北九州市手数料条例第2条別表第116号)

区 分	A 中間検査 対象外の場合	B 中間検査を 受検済の場合
～ 30㎡以内	13,000円	12,000円
30㎡超 ～ 100㎡以内	16,000円	15,000円
100㎡超 ～ 200㎡以内	20,000円	19,000円
200㎡超 ～ 500㎡以内	26,000円	25,000円
500㎡超 ～ 1,000㎡以内	43,000円	41,000円
1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	55,000円	52,000円
2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	140,000円	130,000円
10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	220,000円	210,000円
50,000㎡超 ～	430,000円	410,000円

※建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合は、当該申請部分の床面積の1/2について上記表を摘要

※計画変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合は、当該申請部分の床面積の1/2について上記表を摘要

## ● 建築設備に関する完了検査申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第113号)

区 分	手数料
建築設備を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000円

※建築基準法の改正(令和6年11月1日施行)に伴い、北九州市手数料条例第2条の別表中、仮使用認定、中間検査、完了検査申請手数料を定める号に引用する項番号(計画通知関連)にずれが生じていますが、当面の間法改正前と同じ金額の手数を徴収します。

● 工作物に関する完了検査申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第114号)

区 分	手数料
工作物を築造する場合	11,000 円

● 中間検査申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第118号)

区 分	手数料
～ 30 m <sup>2</sup> 以内	12,000 円
30 m <sup>2</sup> 超 ～ 100 m <sup>2</sup> 以内	15,000 円
100 m <sup>2</sup> 超 ～ 200 m <sup>2</sup> 以内	19,000 円
200 m <sup>2</sup> 超 ～ 500 m <sup>2</sup> 以内	24,000 円
500 m <sup>2</sup> 超 ～ 1,000 m <sup>2</sup> 以内	40,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内	50,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 以内	120,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 50,000 m <sup>2</sup> 以内	190,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超 ～	350,000 円

※検査を行う部分の床面積の合計

● 仮設建築物に係る許可申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第100号他)

区 分	手数料
仮設する期間が1月以内の場合	60,000 円
仮設する期間が1月を超える場合	120,000 円

● 建築物の仮使用認定に係る申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第75号)

区 分	手数料
仮使用の認定を行う場合	120,000 円

● 道路の位置の指定及び廃止に係る手数料(北九州市手数料条例第2条別表第75の2号)

区 分	手数料
道路の位置の指定及び廃止をする場合	50,000 円

● 建築物の敷地と道路の関係に係る建築の認定申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第75の3号)

区 分	手数料
敷地と道路の関係に係る認定をする場合	27,000 円

● 建築物の敷地と道路の関係に係る建築の許可申請手数料(北九州市手数料条例第2条別表第76号)

区 分	手数料
敷地と道路の関係に係る許可をする場合	33,000 円

● 建築証明及び道路位置指定証明(北九州市手数料条例第2条別表第115号)

区 分	手数料
建築証明	300 円
道路位置指定証明	300 円

● 優良住宅認定に係る審査手数料(北九州市手数料条例第2条別表第121、122号)

区 分	手数料
～ 100 m <sup>2</sup> 以内	6,200 円
100 m <sup>2</sup> 超 ～ 500 m <sup>2</sup> 以内	8,600 円
500 m <sup>2</sup> 超 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内	13,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 以内	35,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 ～ 50,000 m <sup>2</sup> 以内	43,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超 ～	58,000 円

● 住宅用家屋証明(北九州市手数料条例第2条別表第123号)

区 分	手数料
住宅用家屋証明	1,300 円